

市南東地域にお住まいの方 限定!
定められた運行区域内を
ドアツードアで運行!

★当日予約が可能になりました



門真市

前日
当日 予約型

乗合タクシー

門真市乗合タクシー 社会実験運行を2023年4月から開始

乗合タクシーとは利用者の予約に応じ有料で、「門真市乗合タクシー」のステッカーを貼ったタクシーが利用者の自宅などから、あらかじめ定められた運行区域内を他の利用者との乗り合いによって送迎する公共交通です。

運行区域は門真市の南東地域の鉄道駅に遠く高齢者率の高い地域を限定し、社会実験運行として実施しその結果を検証した後、本格運行へ移行する予定です。

利用対象者

裏面「乗合タクシーの運行区域」の赤破線内の居住区域にお住まいの方で、下記に対象する方



70歳以上の高齢者



障がい者手帳をお持ちの方

※身体・精神・療育の手帳をお持ちの方がご利用できます。
※一人で乗車できる方に限りませんが、介助者(1名)がいればご利用いただけます。
※盲導犬等の介助犬も同乗できます。



妊産婦とそのお子さま(未就学児)

※母子手帳が交付された日からお子さまが小学校に入学されるまでご利用いただけます。
※利用登録している未就学児であれば乗車定員数未満であれば何人でも同乗できます。

※利用登録をしていない方、裏面で示している居住区域外に住んでいる方は乗合タクシーのご利用はできません。
※車内やトランクに収まらない荷物(車いす、手押し車、ベビーカー等)をお持ちの方は乗車をお断りする場合があります。
※車いすをご利用される場合は、予約時にご相談ください。

運賃

運行区域内は1人300円(市役所、保健福祉センターは1人500円)

※お支払いは現金のみ

※障がい者の介助者1名、妊産婦の未就学児(小学生未満の幼児)は無料で同乗できます。

運行日時

月曜日～金曜日(祝日除く) 9時～17時

利用登録受付方法

事前に利用登録が必要です。

利用登録 門真市役所 別館 2F
受付場所 まちづくり部地域整備課公共交通グループ
TEL:06-6902-6642

郵送でも利用登録可能です。下記住所へ郵送してください。

〒571-8585 大阪府門真市中町 1-1
まちづくり部地域整備課公共交通グループ まで
(郵送での登録は確認書類の写しを添付してください。)

<利用登録時の持ち物>

1. 申請者本人を確認する書類
・顔写真付きの公的書類等(運転免許証等)
・顔写真のない公的書類は、別途、住所が記載されている公共料金領収書等が必要
2. 証明写真(縦3.0cm×横2.5cm)
3. 障がい者手帳、母子手帳(対象の方のみ)

※郵送登録の際は、上記と同様の書類と利用登録申請書を同封の上、地域整備課へ郵送してください。
※郵送登録時に、マイナンバーカードを確認書類とする場合は、おもて面の写しのみお送りください。

<注意事項>

※利用登録は無料です。利用登録用紙がある施設については裏面をご確認ください。
※利用登録手続きをした翌週月曜日の午後以降から予約できます。
※代理の方による利用登録の申請ができます。

【予約専用ダイヤル】06-6967-8450

前日、当日の9時～16時(受付)

予約方法

Step1

市役所で事前に利用登録をしたのち、予約専用ダイヤルに予約の電話をします。利用希望日の前日、当日9時～16時の間に予約専用ダイヤルにお電話ください。



自宅から〇〇へ
行きたい!

Step2

「乗合タクシーをお願いします」とお伝え下さい。
①登録番号、②氏名、③電話番号、④乗る場所、
⑤降りる場所、⑥予約時間をお聞きます。



乗合タクシーをお願いします。
〇〇から〇〇に〇〇時。
利用登録番号は～、氏名は～です。

※複数回の予約可

Step3

予約完了です。予約が集中した場合、お時間を調整させて頂く可能性のあるため余裕をもったご予約をお願いします。



順番にお迎えに
伺います。

※電話予約が難しい方は、メール・FAXからでも予約できます。メールアドレス:kadoma@umeda-kotsu.gr.jp FAX:06-6908-8760



門真市
Kadoma City

問合せ先 門真市まちづくり部地域整備課公共交通グループ
TEL:06-6902-6642

乗合タクシーの運行区域

【凡例】

- 乗継できるバス停 (バス乗継利用券利用可)
 - 運行区域外でも利用できる施設 (運賃500円)
 - 利用登録用紙がある市の施設 (利用登録は市役所で)
- <運行区域内の主な日常生活施設>
- 病院
 - スーパー
 - 文化施設

【乗合タクシー運行区域内をとるバス路線】

凡例	路線名 (経路番号)	経路	乗継できるバス停
	1	京阪大和田駅～門真団地	島頭, 門真団地
	2/2A	京阪大和田駅～巢本～門真団地(御領)～御領(門真団地)～京阪大和田駅<<循環>>	岸和田, 下馬伏, 門真車庫前, 門真団地, 御領(門真団地)～御領, 江端南, 江端
	5	古川橋駅～免許試験場～門真団地	東三島, 三島団地前, 西御領, 門真団地南, 門真団地
	萱島線	萱島～JR住道～近鉄八尾駅前	岸和田, 下馬伏, 江端, 御領東

【乗合タクシー運行区域近傍をとるバス路線】

凡例	路線名 (経路番号)	経路	乗継できるバス停
	3	京阪門真市駅～地下鉄門真南	乗合タクシーからの乗り継ぎは出来ません

----- 居住地域 赤波線の範囲内にお住まいの方が乗合タクシーをご利用いただけます。

■ 運行区域 黄色線の範囲内であれば、どこでも乗合タクシーをご利用できます。

- ・ 運行区域以外でも、運行区域内から**市役所、保健福祉センターのみ**乗合タクシーをご利用できます。
- ・ 駅に行く場合など、運行区域内のバス停で、乗合タクシーから路線バスに乗り継ぎをされる場合、乗合タクシー利用登録者本人のみを対象に、路線バス運賃割引サービスをご利用いただけます。



乗合タクシー運行区域内から路線バスへ乗継の際はバス運賃を割引

乗合タクシーから路線バスに乗り継ぎされる方は、予約受付時か乗車時に、利用者から申し出て、タクシー運転手より「バス乗継利用券 130円」を受け取り、バスの運賃を支払う際に、「バス乗継利用券」と所定運賃の差額を現金でお支払いください。

乗合タクシー料金
300円



路線バス料金
230円の場合



530円のところ
運賃400円

※お支払いは現金のみ

130円
引き!

- 「バス乗継利用券」は乗合タクシー**利用当日のみ**利用できます。
- 「バス乗継利用券」は乗合タクシーを利用した日の**9時～18時**の間でご利用できます。
- 乗合タクシーを**ご利用していない方**には「バス乗継利用券」はお渡しできません。
- 「バス乗継利用券」と障がい者割引との併用はできません。
- 乗合タクシーから路線バスへの乗継時は「バス乗継利用券」が使用できますが、**路線バスから乗合タクシーへの乗継時は「バス乗継利用券」は使用できません**のでご注意ください。

<注意>
利用登録者以外の介助者、お子さまにはバス乗継利用券をお渡ししませんのでご了承ください。

